

【表紙】

【発行登録番号】 31 - 外 2

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 3月25日

【会社名】 ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド
(ABN 12 004 044 937)

(National Australia Bank Limited)
(ABN 12 004 044 937)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ゲイリー・レノン
(Gary Lennon)

【本店の所在の場所】 オーストラリア連邦 ビクトリア州 3008
ドックランズ パークストリート 800 1階
(Level 1, 800 Bourke Street, Docklands,
Victoria, 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1番 1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 - 6775 - 1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 中 村 慎 二
弁護士 大 木 彩衣里
弁護士 上 石 涼 太
弁護士 今 枝 泰 郎
弁護士 崔 加 奈

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1番 1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 - 6775 - 1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成31年4月2日）から2年を経過する日（平成33年4月1日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 3,000億円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド東
京支店
(東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
室町東三井ビルディング18階)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

未定

2【売出しの条件】

未定

第3【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2018年度）（自平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）
平成31年1月7日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成31年3月25日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成31年2月22日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記3記載の臨時報告書の訂正報告書）を平成31年3月20日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録書提出日（平成31年3月25日）までの間において、本発行登録書に添付された「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書面」に記載した事項を除き重要な変更その他の事由はない。

また、参照書類に含まれる当社の有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録書の提出日現在において、本発行登録書に添付された「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書面」に記載した事項を除きその判断に重要な変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド東京支店
(東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 室町東三井ビルディング18階)

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし。